



2021年5月21日

各位

会社名 天馬株式会社
代表者名 代表取締役社長 廣野 裕彦
(コード：7958、東証第一部)
問合せ先 執行役員総務部長 則武 勝
(TEL. 03-3595-5511)

**指名・報酬委員会からの「取締役候補者（監査等委員である取締役候補者を除く。）
に係る答申書」受領に関するお知らせ**

当社は、2020年11月18日付「指名・報酬委員会の設置に関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、取締役等の指名・報酬等に係る取締役会の機能の独立性及び客観性を強化し、当社のコーポレートガバナンスの充実に図るため、取締役会の諮問機関として指名・報酬委員会を設置しております。

当社取締役会は、2020年11月6日、指名・報酬委員会に対し、2021年6月開催予定の本定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）に上程する取締役候補者（監査等委員である取締役候補者を含む。）に関する事項を諮問することを決議し、指名・報酬委員会は検討を開始いたしました。

そのような状況下、当社は、当社の株主である株式会社ツカサ・エンタープライズ（以下「提案株主」といいます。）から、2021年4月13日付で、別紙のとおり、本定時株主総会において社外取締役候補者（監査等委員である取締役を除く。）3名を選任する内容の株主提案（以下「本株主提案」といいます。）を受けたことから、指名・報酬委員会は、当該社外取締役候補者3名の適否についても答申すべく、検討を進めてまいりました。

その結果、2021年5月13日、当社取締役会は、指名・報酬委員会から「取締役候補者（監査等委員である取締役候補者を除く。）に係る答申書」を受領しており、その内容について、下記のとおり、お知らせいたします。

なお、指名・報酬委員会による監査等委員である取締役候補者に関する答申結果は、2021年4月19日付「指名・報酬委員会からの『監査等委員である取締役候補者に係る答申書』受領に関するお知らせ」においてお知らせしたとおりです。

また、当社取締役会は、本日、本定時株主総会に上程する取締役候補者並びに監査等委員会の請求及び本株主提案等に対する当社取締役会の意見を決議いたしました。かかる取締役会の決議の内容については、本日付「第73回定時株主総会に上程する取締役候補者に関するお知らせ並びに監査等委員会の請求及び株主提案等に対する当社取締役会の意見に関するお知らせ」において公表しております。

記

1. 指名・報酬委員会の答申の結果

(1) 指名・報酬委員会は、本定時株主総会に上程する取締役候補者として、以下の各氏を選定することを推薦する。

- ・ 廣野裕彦氏
- ・ 永井勇一氏
- ・ 則武勝氏
- ・ 星健一氏
- ・ 林史朗氏
- ・ 倉橋博文氏
- ・ 松山昌司氏

(2) 提案株主が本株主提案により提案する取締役候補者である、味村隆司氏、近藤典子氏及び藤山邦子氏は、いずれも取締役候補者として適切とは判断し得ない。

2. 指名・報酬委員会の答申の理由

指名・報酬委員会の答申の理由につきましては、当社ホームページに掲載しております2021年5月21日付「指名・報酬委員会からの『取締役候補者（監査等委員である取締役候補者を除く。）に係る答申書』受領に関するお知らせ」の別添「取締役候補者（監査等委員である取締役候補者を除く。）に係る答申書」をご参照ください。

以上

別紙

下記の本株主提案の内容については、本株主提案に係る 2021 年 4 月 13 日付株主提案書の該当記載を原文のまま記載したものです。

記

1. 会議の目的事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

2. 議案の要領等

（1）議案の要領

味村隆司氏、近藤典子氏及び藤山邦子氏を当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）に選任する。

（2）提案の理由

①社外取締役選任を提案する理由

当社の 2020 年 12 月 28 日付け「当社前取締役に対する損害賠償請求訴訟の提起について」と題するプレスリリースのとおり、当社の監査等委員会は、当社海外子会社において認識された不適切な金銭交付の疑いに関して、6名の当時の監査等委員でない当社の取締役（以下「当社前取締役」といいます。）に対し、2020 年 12 月 25 日付けで善管注意義務違反を理由とした損害賠償請求訴訟を東京地方裁判所に提起しております。

当社前取締役の金田宏氏及び須藤隆志氏は、2020 年 6 月 26 日に開催された定時株主総会（以下「2020 年総会」といいます。）における取締役選任議案で否決されたにもかかわらず、その後も現在まで、当社の執行役員を務めており、さらに、金田宏氏は 2020 年総会前の役職と同じ総務部長という要職に、須藤隆志氏も 2020 年総会前の役職と同じ財務経理部長という要職に就いておりました。また、当社前取締役で前社長の藤野兼人氏は、2020 年 12 月 31 日まで、当社のアドバイザーに就いておりました。

このように、当社の現経営陣が、2020 年総会における当社の株主の意思を完全に無視し、経営責任が問われている金田宏氏、須藤隆志氏及び藤野兼人氏を当社の経営に関わる要職に就けていたことについて、現経営陣の下では、当社のガバナンスが全く機能していないといわざるを得ません。

また、金田宏氏は、同氏が代表取締役を務める FHL ホールディングス株式会社（以下「FHL」といいます。）を含む金融商品取引法（以下「金商法」といいます。）上の形式的特別関係者（金田宏氏とその形式的特別関係者を総称して、以下「金田氏ら」といいます。）と併せて

当社の株式を 17.55% (株券等所有割合。以下同じ。) 所有していたところ、FHL が 2021 年 3 月 22 日に提出した大量保有報告書によれば、同月 17 日、FHL 及び金田宏氏は、当社の株式 12.36%を所有するカナダ興産を買収等することによって、当社株式 (12.36%) を間接的に追加取得 (以下「本取得」といいます。) したものと窺われます。しかしながら、金田宏氏を含む当社前取締役は、2020 年総会において、ダルトン・インベストメンツ・エルエルシー (以下「ダルトン」といいます。) の所属するグループのメンバーである林史朗氏を会社提案で社内取締役候補とし、同氏は、当社の取締役に選任されてから現時点に至るまで、当社現経営陣及び金田宏氏らと一貫して協調行動をとっていること等から、金田氏らとダルトン (2021 年 3 月 17 日時点で当社株式の 14.95%を所有) は金商法上、実質的特別関係者に該当することが強く疑われます。したがって、本取得は株券等所有割合が 3 分の 1 を超える当社株式の取得に該当するため、金田氏らは、金商法上、公開買付けを行う必要があったにも拘わらず、これを行うことなく本取得をしており、金田氏らは、公開買付規制に違反していることが強く疑われます。請求人は、当該事案について証券取引等監視委員会に情報提供をしております。

以上から、現経営陣の下で、当社のガバナンスは全く機能していないといわざるを得ず、当社のガバナンスを正常化させるために、社外取締役の選任を提案する次第であります。

②各候補者の選任を提案する理由

味村隆司氏は、長年にわたり、企業において法務部門に所属し、上場企業で最高法務責任者や社内取締役 (指名・報酬委員会委員長、コンプライアンス委員会委員長も兼務)、複数の公益法人で報酬委員会の委員を務め、また、大学の客員教授としてリーガルマネジメントの講座を持つなど、企業を中心に法人における内部統制構築をはじめとした法務・コンプライアンス分野において十分な知識、経験及び能力を携えており、客観的、中立的な立場から、法務・コンプライアンス分野に関する専門的知識を当社の経営やガバナンス不全に陥っている当社のガバナンスの正常化に活かしていただくことが期待できることから、社外取締役候補とするものであります。

近藤典子氏は、長年にわたり、「住む人」の視点に立ち、収納により住まいの悩みを解決する住まい方アドバイザーとして、テレビやラジオ、雑誌等のメディア活動や、講演会、企業との商品開発のコラボレーション、分譲住宅・分譲マンションやショールームの収納空間プロデュース、オリジナル収納ユニット、展示場プロデュースも多数行う等、主に収納分野において高い実績を有しており、当社の主力事業である「Fits」シリーズをはじめとした、インテリア収納用品その他の家庭用品の製造・販売に関して、高度な専門的知識と経験に基づいて助言を行うことが期待できます。また、客観的、中立的な立場から、ガバナンス不全に陥っている当社を監督しガバナンスを正常化させ、さらに、当社の持続的な企業価値の向上のため、多面的な視点や女性の視点を当社の経営に活かしていただくことが期待できる

ことから、社外取締役候補とするものであります。さらに、ダイバーシティの観点からも不可欠な女性候補でもあります。

藤山邦子氏は、経営者としての豊富な経験と見識に加え、長年にわたり、企業経営者に対してコンサルティングを行う等、コンサルティング分野において幅広い知識と実績を有しており、豊富な経験と高度な専門知識に基づいた、経営全般に関する助言を行うことが期待できます。また、客観的、中立的な立場から、ガバナンス不全に陥っている当社を監督しガバナンスを正常化させ、さらに、当社の持続的な企業価値の向上のため、多面的な視点や女性の視点を当社の経営に活かしていただくことが期待できることから、社外取締役候補とするものであります。さらに、ダイバーシティの観点からも不可欠な女性候補でもあります。

(3) 候補者の氏名、略歴等

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者3名の指名、略歴等は、以下のとおりです。

①味村隆司（社外取締役候補者）[新任]

[氏名] 味村隆司（あじむらたかし）

[生年月日] 1958年11月10日生

[略歴及び重要な兼職の状況]

1983年4月	日本ガイシ株式会社入社
1988年1月	日本ガイシ米国法人 NGK Metals Corporation 出向
1992年11月	日本 AT&T 株式会社ネットワークシステムズ 契約部長
1996年7月	株式会社ディレク・ティービー 法務管掌ヴァイス・プレジデント
2002年7月	カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社 最高法務責任者
2006年6月	株式会社すみや 監査役
2011年1月	株式会社日本国際映画著作権協会 代表取締役
2012年3月	公益社団法人日本プロサッカーリーグ（Jリーグ） 監事
2016年7月	B. MARKETING 株式会社 社外監査役（現在）
2018年12月	ユニファ株式会社 社外監査役（現在）
2019年4月	デジタルハリウッド大学大学院 客員教授（リーガル・マネジメント）（現在）
2019年6月	株式会社力の源ホールディングス 取締役

[就任の承諾] あり

[所有する当社株式の数] なし

②近藤典子（社外取締役候補者）[新任]

[氏名] 近藤典子（こんどうのりこ）

[生年月日] 1957年9月22日生

[略歴及び重要な兼職の状況]

1981年3月 柔道整復師登録（現在）
1981年4月 高田整形外科入職 柔道整復師（現在）
1983年1月 株式会社オールマイティ 取締役（現在）
2003年3月 株式会社近藤典子 Home&Life 研究所 取締役（現在）
2014年12月 一般社団法人日本住まい方アドバイザー協会 代表理事（現在）
2016年9月 南京工業大学浦江学院 客員教授

[就任の承諾] あり

[所有する当社株式の数] なし

③藤山邦子（社外取締役候補者）[新任]

[氏名] 藤山 邦子（ふじやまくにこ）（現姓：北山）

[生年月日] 1966年12月7日生

[略歴及び重要な兼職の状況]

1998年 株式会社きたやま 取締役副社長（現在）
2000年 宮崎県第4次長期計画審議会 専門委員
2001年 国立大学法人鹿屋体育大学 広報戦略アドバイザー
2005年 株式会社宮崎太陽銀行 企業CS戦略コントローラー
2016年 株式会社 en art&design 代表取締役社長
2017年 同社 代表取締役会長（現在）
2018年 九州きりしまえびの地方創生特命大使（現在）
2019年 駐日サンマリノ共和国大使館 特別顧問（現在）

[就任の承諾] あり

[所有する当社株式の数] なし

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 各候補者は、いずれも監査等委員でない社外取締役候補者であります。
3. 各候補者は、いずれも当社が上場している東京証券取引所が定める独立役員要件を満たしており、選任が承認された場合には、独立役員として東京証券取引所に届け出る予定であります。
4. 候補者藤山邦子氏の戸籍上の氏名は、北山邦子です。

2021年5月13日

天馬株式会社 取締役会 御中

天馬株式会社 指名・報酬委員会

委員長 松山 昌司

委員 倉橋 博文

委員 廣野 裕彦

取締役候補者（監査等委員である取締役候補者を除く。）に係る答申書

本答申書は、天馬株式会社（以下「当社」という。）の指名・報酬委員会（以下「当委員会」という。）が、2020年11月6日開催の当社取締役会の決議に基づき諮問された2021年6月に開催予定の定時株主総会（以下「本定時株主総会」という。）に上程する取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本答申書において単に「取締役」と表記する箇所において同じ。）候補者に関する事項（議案の原案の検討を含む。）、について、当委員会の全員一致の賛成により答申するものである。なお、本答申書における答申においては、当委員会の構成員である松山昌司氏、倉橋博文氏及び廣野裕彦氏をそれぞれ対象とする内容が含まれることから、各委員は保守的に、利益相反の懸念を回避する観点から、それぞれ自己を答申対象とする部分については、その審議及び決議に参加しなかった。

目 次

I. 答申の結果	4
II. 答申の理由	4
1. 答申に至る主な経緯	4
2. 当委員会が定めた取締役候補者の選任基準	6
3. 当委員会が本取締役候補者を推薦する理由（総括）	6
4. 当委員会が推薦する各候補者を適切と判断した主な理由	7
(1) 廣野裕彦氏	8
① 廣野氏の略歴等	8
② 廣野氏の推薦理由	9
(2) 永井勇一氏	10
① 永井氏の略歴等	10
② 永井氏の推薦理由	10
(3) 則武勝氏	11
① 則武氏の略歴等	11
② 則武氏の推薦理由	12
(4) 星健一氏	13
① 星氏の略歴等	13
② 星氏の推薦理由	13
(5) 林史朗氏	14
① 林氏の略歴等	14
② 林氏の推薦理由	15
(6) 倉橋博文氏	16
① 倉橋氏の略歴等	16
② 倉橋氏の推薦理由及び期待される役割	17
(7) 松山昌司氏	17
① 松山氏の略歴等	17
② 松山氏の推薦理由及び期待される役割	18
5. 本株主提案について	20
(1) 本株主提案の内容	20
① 議案の要領	20
② 社外取締役選任を提案する理由	20
③ 各株主提案候補者の選任を提案する理由及び株主提案候補者の氏名、略歴等	21
a. 味村隆司氏	21

b.	近藤典子氏	22
c.	藤山邦子氏	23
(2)	当委員会が株主提案候補者を適切とは判断し得ないと判断した主な理由（総括）	24
(3)	当委員会による意見の前提となった主な考慮要素	25
①	各株主提案候補者の人格・資質等の未確認、信頼関係の構築に対する懸念	25
②	社外取締役として具備すべき独立性（中立性・公正性）の未確認	25
③	当委員会による面談の拒否	26
④	本株主提案における「社外取締役の選任を提案する理由」	27
⑤	株主提案候補者の必要性の欠如	28
a.	味村氏について	28
b.	近藤氏について	29
c.	藤山氏について	29

I. 答申の結果

- (1) 当委員会は、本定時株主総会に上程する取締役候補者として、以下の各氏（以下「本取締役候補者」という。）を選定することを推薦する。
 - ・廣野裕彦氏（以下「廣野氏」という。）
 - ・永井勇一氏（以下「永井氏」という。）
 - ・則武勝氏（以下「則武氏」という。）
 - ・星健一氏（以下「星氏」という。）
 - ・林史朗氏（以下「林氏」という。）
 - ・倉橋博文氏（以下「倉橋氏」という。）
 - ・松山昌司氏（以下「松山氏」という。）
- (2) 株式会社ツカサ・エンタープライズ（以下「提案株主」という。）が2021年4月13日付「株主提案書」（以下「本株主提案」という。）により提案する取締役候補者（以下「株主提案候補者」という。）である、味村隆司氏（以下「味村氏」という。）、近藤典子氏（以下「近藤氏」という。）及び藤山邦子氏（以下「藤山氏」という。）は、いずれも取締役候補者として適切とは判断し得ない。

II. 答申の理由

1. 答申に至る主な経緯

- (1) 当社取締役会は、2020年11月6日、取締役等の指名・報酬等に係る取締役会の機能の独立性及び客観性を強化し、当社のコーポレートガバナンスの充実を図るため、取締役会の任意の諮問機関として、当社の独立社外取締役2名及び代表取締役社長1名の計3名で構成される指名・報酬委員会（当委員会）を設置することを決議した。
- (2) 当社取締役会は、当委員会に対し、同日、本定時株主総会に上程する取締役候補者（監査等委員である取締役候補者を含む。）に関する事項（議案の原案の検討を含む。）を諮問することを決議した。
- (3) 当委員会は、取締役会からの諮問を受けて、当委員会として独自に取締役候補者の選任基準を定め（下記2.参照）、当該基準に従って、候補者の適性に関する調査を実施した。具体的には、当委員会の委員が、本定時株主総会をもって任期が満了する当社の現職の取締役との面談によって再任の意向を確認した（全員が再任の意向を示した。）。また、当委員会は、当社の業務執行の責任者であり代表取締役社長である廣野氏から、現在の当社の経営における状況や取締役会の現構成員が備えるスキルマトリックスの状況等を踏まえ、本定時株主総会に上程する新任の取締役候補者として推挙され、当委員会として検討対象として判断するに至った候補者を含む検討対象候補者全員と個別に面談を行った。加えて、当社における職務遂行状況や当該候補者自身が考える当社の課題や

その改善策等を確認するべく、再任の意向を示した現職の当社取締役を含む検討対象候補者全員に対して、アンケート調査を実施するとともに、当社関係者へのヒアリング及び資料徴求並びに当社において関与した職務関連資料等を確認する等の調査を実施した。

- (4) また、当委員会は、提案株主から本株主提案がなされたことを受け、株主提案候補者についても、その資質・適格性等に関する調査を実施するため、提案株主に対し、各株主提案候補者との個別面談を申し入れた。しかし、提案株主からは、株主提案候補者3名一斉での面談を希望する旨の返答があったため、当委員会は、当委員会が取締役会から負託を受けた役割を説明の上、当委員会による面談の趣旨が、個別の候補者毎の資質・適格性等を検証する点にあることから、特定の候補者からの回答内容が他の候補者に影響を及ぼすような状況下で実施することは回避する必要があること、各候補者毎に提案理由や当委員会から確認したいポイントも異なること、これまでに当委員会が実施を要請した取締役候補者についての面談は例外なく個別に実施していることを理由として示した上で、個別での面談実施の再考を要請した。また、当委員会による検討期限や本定時株主総会において選任された場合の事務手続等を考慮して、各株主提案候補者の連絡先の共有についても併せて要請した。これらに対し、提案株主の窓口担当者を介して、株主提案候補者から3名共通の回答として、「個別面談は断固拒否する」、「各候補者に貴社指名報酬委員会が直接コンタクトすることもお断りする」旨が示され、その理由として、株主提案候補者には当社側による面談に応じる義務はないこと、当委員会の構成員が「昨年株主提案側が取締役選任に反対した取締役によって構成されており、従前の経緯からしても、敵対的・圧迫的雰囲気による面接となることも予想されることから、候補者側と委員会側が3対3で面接することで心理的圧迫をできるだけ受けずに面接に臨む環境を確保したい」ことが示された。このような回答に対して、当委員会としては、「敵対的・圧迫的雰囲気による面接」などを行う意図は一切なく、その旨確約することを伝達するとともに、引き続き個別面談が拒否されるのであれば、株主提案候補者3名同時での面談に応じる意向も伝達し、再度の検討を要請した。しかし、株主提案候補者からは、提案株主の窓口担当者を介し、3名共通の回答として、「面談をお受けしないことが適切と判断」したこと、当委員会「自体、全員が昨年の株主提案側の取締役選任に反対した取締役によって構成されている事実【**当委員会注：当委員会の構成員は、全員が昨年の定時株主総会時点でそもそも当社取締役ではなく、「株主提案側の取締役選任に反対した取締役」ではない。**】は看過できず、更に貴社コーポレートガバナンスの独立性が疑われる貴殿【**当委員会注：廣野委員（代表取締役社長）**】が指名報酬委員会を代表して個別面談を要求してきたことは極めて遺憾です。」「例え撤回されてもこの要求をされた事実は看過できず、ご依頼のあった面談をお断りするべきであると判断いたしました。」とする旨が示された。これらの経緯及び回答内容を踏まえ、当委員会としては、これ以上、株主提案候補者との面談は検討困難と判断し、

その実施は見送ることとした。

- (5) このような調査・経緯を経て、当委員会は、本答申書の提出に至った。なお、本答申書における答申においては、当委員会の構成員である松山氏、倉橋氏及び廣野氏をそれぞれ対象とする内容が含まれることから、各委員は保守的に、利益相反の懸念を回避する観点から、それぞれ自己を答申対象とする部分については、その審議及び決議に参加しなかった。

2. 当委員会が定めた取締役候補者の選任基準

取締役会が担うべき役割及び当社のコーポレートガバナンスの更なる充実を図る観点から、当委員会が独自に定めた、取締役候補者の選任基準（以下「本選任基準」という。）は、以下のとおりである。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 優れた人格・見識を有し、善管注意義務や忠実義務を適切に果たすことができること② 経営感覚に優れ、経営の諸問題に精通していること③ 上場会社としての経営管理、事業運営に関する豊富な知識と経験を有すること④ 高い倫理観を保持していること⑤ 当社グループ全体の企業価値向上の観点から積極的に忌憚のない意見を申し述べつつも、他の取締役との間で健全な信頼関係を構築することができること⑥ 取締役会全体として、さまざまな職務歴・専門分野を考慮し、偏りのない多様な観点から当社の企業価値向上に資することができること⑦ 会社法第 331 条第 1 項各号に定める取締役の欠格事由に該当しないこと⑧ 社外取締役については、会社法および東京証券取引所などの独立性に関する要件に加え、当社の経営に対し中立かつ客観的な視点から助言し監督できる高い専門性と多様な事業等の知識や経験を有すること |
|--|

3. 当委員会が本取締役候補者を推薦する理由（総括）

- ✓ 当社が 2021 年 5 月 13 日付「第 3 次中期経営計画の策定に関するお知らせ」において公表したとおり、当社は、現経営陣の下、2022 年 3 月期を初年度とし、2024 年 3 月期を最終年度とする第 3 次中期経営計画（以下「本中期経営計画」という。）を策定している。本中期経営計画の着実な推進・達成は、当社の今後の企業価値向上に向けた最重要課題であるところ、その着実な推進・達成のためには、経営の連続性・安定性の観点からも、当社の事業内容・特性や課題等を理解しており、本中期経営計画の策定を推進した現経営陣による中断のない取組みを継続することが最適であると判断した。
- ✓ 第三者委員会の 2020 年 3 月 13 日付調査報告書（以下「第三者委員会報告書」という。）

においては、当社における創業家問題が厳しく指摘されており、当社のガバナンス、ひいては企業価値を向上させるためには、当社取締役は、創業家との馴れ合いを一切排除した上で、当社及び全ての株主の利益のために取締役としての職務を遂行することが求められる状況にある。現経営陣を含む本取締役候補者にはいずれも、司元名誉会長、金田保一元取締役会長、司久元専務取締役及び金田宏元常務取締役（即ち、創業家）との間に特別な利害関係は確認されておらず、また、第三者委員会報告書において認定等された当社海外子会社における不適切な金銭交付に関与した者も含まれていない。さらに、当社が2021年5月13日付「再発防止策等の取組状況に関するお知らせ」において公表したとおり、当社は、現経営陣の下で、第三者委員会報告書における提言を踏まえ、再発防止策を策定の上、全社一丸となって着実にこれを推進している状況にあり、かかる再発防止策の継続的推進が望まれる状況にある。

- ✓ 以上の観点と現経営陣が有する資質、豊富な経験や専門的知識等（下記4.(1)及び(2)並びに(5)乃至(7)）とを併せ考慮すれば、本定時株主総会に上程する取締役候補者としては、現経営陣を中心とする体制を維持することが適切と判断した。その上で、現経営陣のスキルマトリックス等を考慮した結果、当社の企業価値の向上、ガバナンスの更なる強化に向けては、一定の経験・専門的知識等を備えた業務執行取締役候補者を新たに選定することが必要と判断した（下記4.(3)及び(4)）。
- ✓ 上記の点を総合的に考慮した結果、当委員会は、本取締役候補者は、それぞれ本選任基準①乃至⑦（加えて、社外取締役候補者については⑧）を満たしており、本定時株主総会に上程する取締役候補者として選定することを推薦すべきと判断した。
- ✓ なお、本取締役候補者には、女性の取締役候補者が含まれていない。取締役会の多様性という観点からは、今後、女性の取締役候補者を選任することも検討に値するが、下記4.のスキルマトリックスのとおり、本取締役候補者において取締役会の多様性は確保されていると判断する。

4. 当委員会が推薦する各候補者を適切と判断した主な理由

当委員会は、以下のとおり、下記(1)乃至(7)の7名を、本定時株主総会に上程する取締役候補者として選定することを推薦する旨を決定した。

なお、当委員会として推薦する本取締役候補者のスキルマトリックスは、下表のとおりである。

	独立性 (社外)	企業 経営	生産	開発	企画 ・営業	財務 ・管理	法務・コンプ ライアンス	グローバ ル経験	金融 ・証券	異業種・ 多様性
廣野裕彦	—	●		●	●					
永井勇一	—	●	●	●	●					
則武勝	—	●			●	●	●		●	
星健一	—		●		●					
林史朗	—	●				●		●	●	●
倉橋博文	●						●			●
松山昌司	●					●				●

なお、当委員会の2021年4月19日付「監査等委員である取締役候補者に係る答申書」において、当委員会として推薦する監査等委員である取締役候補者のスキルマトリックスは下表のとおりであり、本取締役候補者と合わせ、当委員会が答申する取締役会全体の構成は、各人が有する経験・専門的知識等の網羅性・調和が図られており、また多様性も確保されたものであると判断する。

	企業経営	中立性・公正性	財務・管理	法務・コンプラ イアンス	グローバル 経験	異業種・ 多様性
原和彦		●	●	●		
後藤博孝	●	●	●	●	●	●
西田弥代		●		●	●	●

(1) 廣野裕彦氏

① 廣野氏の略歴等

氏名・生年月日	略 歴		所有する 当社株式数
廣野 裕彦 (ひろの ひろひこ) 1970年3月23日	1992年3月	当社入社	1,500株
	2006年4月	当社ハウスウェア営業部名古屋営業所課長	
	2010年2月	当社ハウスウェア営業部東京支店長	
	2013年2月	当社ハウスウェア営業部長兼東京支店長	
	2015年6月	当社執行役員ハウスウェア営業部長	
	2016年6月	当社執行役員ハウスウェア営業本部長兼販売推進部長	
	2017年10月	当社執行役員ハウスウェア営業本部長兼開発部長	

	2018年11月	当社執行役員開発部長	
	2020年6月	当社代表取締役社長兼営業本部長（現任） 天馬アセアンホールディングス株式会社代表取締役社長（現任）	
	（重要な兼職の状況）		
	天馬アセアンホールディングス株式会社代表取締役社長		

- (注) 1. 廣野氏と当社との間には、特別の利害関係はない。
2. 廣野氏からは当社の取締役就任の内諾を得ている。

② 廣野氏の推薦理由

- ✓ 廣野氏は、当社において長年にわたり営業部門に従事し、関連する資材調達から製造・販売に至るまでの事業全般に対し豊富な経験や専門的知識を有している。2015年6月からは執行役員として主としてハウスイエ関連事業の業績拡大に貢献し、2020年6月以降は当社代表取締役として当社の企業価値向上・信頼回復に貢献している。
- ✓ 廣野氏は、当社代表取締役社長として、本中期経営計画の策定において中心的な役割を果たしており、当社の更なる企業価値向上のために、社内の意見を幅広く取り入れ、従前、当社が踏み込めなかった「人財への取り組み」、「DXの推進」、「サステナビリティへの取り組み」、「技術開発の推進」、「ビジネス領域の拡張」といった事項を本中期経営計画に盛り込んでいる。本中期経営計画の着実な推進・達成のためには、経営の連続性・安定性の観点からも、本中期経営計画の策定を推進した現経営陣による中断のない取組みを継続することが最適であり、本中期経営計画の策定において中心的な役割を果たした廣野氏を再任する必要性は高い。
- ✓ 廣野氏は、当社代表取締役社長に就任した2020年6月以降は、第三者委員会報告書において認定等された事項に関して、株主、取引先、仕入先及び従業員といった全てのステークホルダーの信頼回復に努めている。具体的には、創業家に対する不適切な忖度・配慮と決別しつつ社内の融和を行うことを最優先と考え、まず国内全拠点を訪問し、従業員に対してこれまでの経緯及び今後の当社の目指す方向について説明を行い、また、対外的には約80社の企業（得意先、仕入先、金融関係及び機関投資家等）とも面談を行い、当社の状況や今後の方針等について説明を行っている。また、廣野氏は、第三者委員会報告書における提言を踏まえ、再発防止策の策定及び実行に注力している。さらに、廣野氏について、創業家との間の特別な利害関係は確認されておらず、これまでの創業家の意向を尊重し過ぎる風土を変える必要があるとして、上記のとおり、国内全拠点の訪問等を実施するなど、創業家との決別を図る施策を講じている。そのため、今後も当社の更なるガバナンス向上・企業価値向上に多大な貢献を果たすことが期待できる。

- ✓ 廣野氏は、当社の更なるガバナンス強化・コンプライアンスの遵守、また事業面においては利益改善が当社の課題であると考えており、本中期経営計画の推進、策定した再発防止策の完遂等に尽力する旨の決意を表明している。
- ✓ これらの点を総合的に勘案した結果、当委員会は、廣野氏については、本選任基準①乃至⑦のいずれをも満たしており、業務執行取締役として当社グループの企業価値向上に引き続き貢献できるものと判断したため、本定時株主総会に上程する取締役候補者として選定することを推薦する。

(2) 永井勇一氏

① 永井氏の略歴等

氏名・生年月日	略歴	所有する当社株式数
永井 勇一 (ながい ゆういち) 1970年4月20日	1993年4月 当社入社	800株
	2013年4月 当社販売推進部長	
	2014年9月 当社販売推進部長兼開発部長	
	2016年6月 当社執行役員開発部長	
	2017年10月 当社執行役員販売推進部長	
	2020年6月 当社取締役生産本部長	
	2021年2月 当社取締役生産本部長兼財務経理部管掌(現任)	
(重要な兼職の状況) なし		

(注) 1. 永井氏と当社との間には、特別の利害関係はない。

2. 永井氏からは当社の取締役就任の内諾を得ている。

② 永井氏の推薦理由

- ✓ 永井氏は、当社において長年にわたり開発部門及び販売推進部門を中心に幅広い事業部門に従事することで得られた豊富な経験や専門的知識を有しており、2016年6月からは執行役員として主として開発部門及び販売推進部門の業績拡大に貢献した。
- ✓ 永井氏は、当社の業務執行取締役として、本中期経営計画の策定において中心的な役割を果たしており、また、生産本部を管掌する取締役として、本中期経営計画を現場レベルに落とし込み、本社の関連部署と各工場における共同改善活動テーマ(受注・生産・在庫の一元管理の確立、生産現場・物流現場における自動化推進、要素技術の強化等)を作成し、本社の関連部署と各工場における具体的な目標の設定を行っている。本中期経営計画の着実な推進・達成のためには、経営の連続性・安定性の観点からも、本中期

経営計画の策定に関与した現経営陣による中断のない取組みを継続することが最適であり、本中期経営計画の策定において中心的な役割を果たすとともに、当社の幅広い事業部門に精通した永井氏を再任する必要性は高い。

- ✓ 永井氏は、当社取締役就任した2020年6月以降は、生産本部を管掌する業務執行取締役として、生産現場における自動化・省人化に向けたプロジェクト、物流業務・体制を改善するプロジェクトを推進している。また、原材料の仕入れに関して、管理強化と在庫量低減による在庫スペース問題の解消、コスト削減と安定供給に向けた仕入れルートの見直し等を提案・実行するなど、生産性の向上等に尽力している。そのため、今後も当社の企業価値向上に多大な貢献を果たすことが期待できる。
- ✓ 永井氏は、SDGsの推進、ガバナンスの更なる強化、企業風土の更なる改革、技術開発力の強化、システム化・デジタル化の推進が当社の課題であると考えており、SDGsの推進体制の構築、本社主導による内部統制の更なる強化、従業員の意識改革、本中期経営計画の推進等に尽力する旨の決意を表明している。
- ✓ また、創業家の決別という観点からは、永井氏については、創業家との間の特別な利害関係は確認されていない。
- ✓ これらの点を総合的に勘案した結果、当委員会は、永井氏については、本選任基準①乃至⑦のいずれをも満たしており、業務執行取締役として当社グループの企業価値向上に引き続き貢献できるものと判断したため、本定時株主総会に上程する取締役候補者として選定することを推薦する。

(3) 則武勝氏

① 則武氏の略歴等

氏名・生年月日	略 歴		所有する 当社株式数
則武 勝 (のりたけ まさる) 1964年7月4日	1988年4月	株式会社住友銀行（現株式会社三井住友銀行）入行	一株
	2004年4月	同行大塚法人営業部 融資オフィサー・与信グループ長	
	2010年4月	同行新潟法人営業部副部長	
	2013年4月	同行職域取引事業部（現職域ソリューション部）上席調査役 ジャパン・ペンション・ナビゲーター株式会社へ出向 同社取締役兼執行役員企画部長	
	2016年4月	同行職域取引事業部付部長	

	2017年4月	ジャパン・ペンション・ナビゲーター株式会社非常勤監査役
	2019年4月	同行監査部上席考査役
	2019年12月	当社へ出向 当社総務部次長
	2020年12月	当社入社 当社総務部部付部長
	2021年5月	当社執行役員総務・財務経理担当兼総務部長（現任）
	（重要な兼職の状況）なし	

（注）1. 則武氏と当社との間には、特別の利害関係はない。

2. 則武氏からは当社の取締役就任の内諾を得ている。

② 則武氏の推薦理由

- ✓ 則武氏は、長年にわたる金融機関での実務経験を有しており、特に企業への融資・与信業務により得られた財務・管理や金融・証券に関する豊富な経験や専門的知識を有している。また、確定拠出年金運営管理機関であるジャパン・ペンション・ナビゲーター株式会社では、取締役として人事・総務の業務を担当していた。
- ✓ 則武氏は、2019年12月に当社に出向して以降、総務部門に従事し、特に第三者委員会による調査事案における当社事務局としての対応、東京証券取引所への報告対応、新型コロナウイルス感染症に対する緊急事態宣言発出時の全社対応等、当社において重大かつ緊急を要する事案に関する対応を行うなど、上記の経験や専門的知識を活かし、当社の企業価値の向上に貢献してきた。上記スキルマトリックスのとおり、当社の現業務執行取締役には、財務・管理及び金融・証券の経験や専門的知識を有する者が存在しないため、上記のような経験や専門的知識を有する則武氏を当社業務執行取締役として選任する必要性は高く、当社の企業価値向上に貢献することが期待できる。
- ✓ 則武氏は、2019年12月に当社に出向して以降、総務部門において当社の管理業務の中核を担っており、日常的な業務に加え、上記の各種対応を行うことなどを通して、当社の事業内容・特性や課題等について深い理解を有するに至っており、また現経営陣を含む本取締役候補者との信頼関係も構築されている。
- ✓ 則武氏は、将来を見据えた人材育成とリスク管理の観点を踏まえた組織作りが当社の課題であると考えており、人事制度の改革や教育、業務品質の向上とともに、従前の経験を活かし、ガバナンスの更なる強化に尽力する旨の決意を表明している。
- ✓ また、創業家の決別という観点からは、則武氏について、創業家との間の特別な利害関係は確認されていない。
- ✓ これらの点を総合的に勘案した結果、当委員会は、則武氏については、本選任基準①乃至⑦のいずれをも満たしており、業務執行取締役として当社グループの企業価値向上

に貢献できるものと判断したため、本定時株主総会に上程する取締役候補者として選定することを推薦する。

(4) 星健一氏

① 星氏の略歴等

氏名・生年月日	略歴	所有する 当社株式数
星 健一 (ほし けんいち) 1967年4月10日	1986年3月 当社入社	100株
	2006年4月 当社新白河工場生産課長	
	2014年6月 当社滋賀工場副工場長兼企画課長	
	2014年11月 当社滋賀工場工場長兼品質保証課長	
	2018年5月 当社滋賀工場工場長兼生産管理課長	
	2021年5月 当社海外生産本部長（現任）	
	（重要な兼職の状況）なし	

(注) 1. 星氏と当社との間には、特別の利害関係はない。

2. 星氏からは当社の取締役就任の内諾を得ている。

② 星氏の推薦理由

- ✓ 星氏は、当社において長年にわたり新白河工場及び滋賀工場に勤務し、生産課、企画課、品質保証課及び生産管理課を中心に、工場部門における生産、企画・営業に係る業務を担当することで培われた豊富な経験や専門的知識を有している。また、新白河工場は家庭用品を中心に、滋賀工場は自動車部品、家庭用品、トイレタンク、OA機器部品等を生産しており、星氏は、当社の幅広い製品に関する専門的知識を有している。
- ✓ 星氏は、2014年11月以降は、滋賀工場工場長として、生産性の改善・風土改革により、二期連続で赤字であった滋賀工場の営業利益を黒字化するとともに、2019年4月以降は、国内工場の自動化を推し進めるなど更なる生産性の改善に注力し、2021年1月には国内でも先進的な人協働ロボットを活用した自動組み立てシステムを導入するなど、工場の生産性向上や収益向上に貢献した。そして、2021年5月からは海外生産本部長として、海外拠点の生産、技術、人材育成に関わる統括業務を行っている。工場部門（生産部門）は、当社の事業における中核であるところ、上記スキルマトリックスのとおり、当社の現業務執行取締役には、生産現場における経験・専門的知識を有する者が少ないため、上記のような経験や専門的知識を有する星氏を当社業務執行取締役として選任する必要性は高く、当社の企業価値向上に貢献することが期待できる。
- ✓ 星氏は、1986年の当社入社以来、長年にわたり当社における業務に従事することを通

じて、当社の事業内容・特性や課題等について深い理解を有するに至っており、また現経営陣を含む本取締役候補者との信頼関係も構築されている。

- ✓ 星氏は、統一したグループ管理・監督体制の整備や更なるガバナンスの向上を当社の課題として挙げ、自身の生産現場における経験・専門的知識を活かして、全社統一の管理体制の構築（ものづくりの標準化）やガバナンス体制の更なる強化に尽力する旨の決意を表明している。
- ✓ また、創業家の決別という観点からは、星氏について、創業家との間の特別な利害関係は確認されていない。
- ✓ これらの点を総合的に勘案した結果、当委員会は、星氏については、本選任基準①乃至⑦のいずれをも満たしており、業務執行取締役として当社グループの企業価値向上に貢献できるものと判断したため、本定時株主総会に上程する取締役候補者として選定することを推薦する。

(5) 林史朗氏

① 林氏の略歴等

氏名・生年月日	略 歴	所有する 当社株式数
林 史朗 (はやし しろう) 1977年3月20日	2001年4月 JP モルガン証券入社	一株
	2005年4月 スパークス・グループ入社	
	2009年8月 ダルトン・インベストメンツグループ 入社	
	2014年12月 ダルトン・アドバイザー株式会社代 表取締役就任（現任）	
	2016年6月 株式会社プレステージインターナシ ョナル取締役就任	
	2020年6月 当社非業務執行取締役（現任）	
	（重要な兼職の状況） ダルトン・アドバイザー株式会社代表取締役	

(注) 1. 林氏は、2019年8月15日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書（変更報告書）において2019年8月9日現在で3,535千株を所有している旨が記載されているダルトン・インベストメンツ・エルエルシー（なお、当社として2021年3月31日現在における実質所有株式数の確認はできていない。）へのアドバイザー業務を行なうダルトン・アドバイザー株式会社の代表取締役を兼務しているが、同社と当社との間にはその他取引等の利害関係はなく、同氏と当社の間には特別の利害関係はないと判断した。

2. 林史朗氏は非業務執行取締役等である取締役候補者である。
3. 林氏からは当社の取締役就任の内諾を得ている。

② 林氏の推薦理由

- ✓ 林氏は、金融の専門家及び投資家としての豊富な経験や専門的知識を有している。2020年6月からは、当社の非業務執行取締役として、上記経験・専門的知識を活かし、取締役会においてガバナンス・IR・SR・資本政策・ESG・経営計画及び予算立案・管理会計を含む様々な提案を行うなど、当社の経営及び事業に関する積極的な提案を行うとともに、取締役会における議案について、積極的に意見を述べている。そのため、今後も当社の企業価値向上に貢献することが期待できる。
- ✓ 林氏は、本中期経営計画の策定においても、当社の更なる企業価値向上のために、金融の専門家及び投資家としての観点から様々な提言等を行っている。本中期経営計画の着実な推進・達成のためには、経営の連続性・安定性の観点からも、本中期経営計画の策定を推進した現経営陣による間断のない取組みを継続することが最適であり、本中期経営計画の策定において重要な役割を果たした林氏を再任する必要性は高い。
- ✓ 林氏は、2020年6月以降、約1年間にわたって当社の非業務執行取締役を務めており、非業務執行取締役としての職務の遂行を通じて、当社の事業内容・特性や課題等について理解を有するに至っており、また、当社の企業価値向上の観点から、上記のとおり積極的な提案・意見を述べることなどにより、現経営陣との間で適切な信頼関係を構築している。そのため、当社を取り巻く状況に鑑みれば、経営の連続性・安定性の観点からも、林氏を再任する必要性は高い。
- ✓ 林氏は、米国に本社を置く投資運用会社であるダルトン・インベストメンツ・エルエルシーへのアドバイザー業務を行なうダルトン・アドバイザー株式会社の代表取締役として豊富なグローバル経験を有しており、海外子会社を多数有する当社において、グローバル経験を有する取締役として、林氏を選任する必要性は高い。
- ✓ 林氏は、上場企業として健全なガバナンスの回復、株主を含むステークホルダーへの情報の発信の強化等が当社の課題であると考えており、ガバナンスの回復を確実なものにしていくために、建設的な議論や適切な意思決定を重ねて業績・企業価値向上を目指す取締役会の土台作りに尽力する旨の決意を表明している。
- ✓ また、創業家の決別という観点からは、林氏については、創業家との間の特別な利害関係は確認されていない。なお、提案株主は、本株主提案において、金田宏元常務取締役及び同氏が代表取締役を務めるFHLホールディングス株式会社（以下「FHL」という。）が、当社の株式を保有する株式会社カナダ興産（以下「カナダ興産」という。）を買収等したことが、金商法上の公開買付規制違反に該当することが疑われると指摘し、その根拠として、金田宏元常務取締役等と林氏との協調行動等を指摘するものの、林氏は公

開買付規制違反を構成するような金田宏元常務取締役との関係性を明確に否定しており、また、ダルトン・インベストメンツ・エルエルシーも 2021 年 5 月 6 日付で同社のホームページ (<https://www.daltoninvestments.com/this-weeks-media-coverage/>) において、金田宏元常務取締役等との当社株式の共同保有の事実を明確に否定している。そして、現時点において提案株主が指摘する事象を示す客観的証憑等も見当たっていない。

- ✓ これらの点を総合的に勘案した結果、当委員会は、林氏については、本選任基準①乃至⑦のいずれをも満たしており、取締役として当社グループの企業価値向上に貢献できるものと判断したため、本定時株主総会に上程する取締役候補者として選定することを推薦する。

(6) 倉橋博文氏

① 倉橋氏の略歴等

氏名・生年月日	略 歴	所有する 当社株式数
倉橋 博文 (くらはし ひろふみ) 1977 年 8 月 5 日	2002 年 10 月 弁護士登録 (第一東京弁護士会) 2002 年 11 月 原田・尾崎・服部法律事務所入所 2006 年 8 月 金融庁検査局総務課 (専門検査官) 2008 年 8 月 証券取引等監視委員会事務局証券検査課 (専門検査官) 2010 年 8 月 LM 法律事務所入所 2013 年 1 月 弁護士法人ほくと総合法律事務所パートナー (現任) 2018 年 6 月 楽天生命保険株式会社社外監査役 (現任) 2020 年 6 月 当社社外取締役 (現任)	一株
	(重要な兼職の状況) 弁護士法人ほくと総合法律事務所パートナー弁護士、楽天生命保険株式会社社外監査役	

- (注) 1. 倉橋氏と当社との間には、特別の利害関係はない。
2. 倉橋氏は、社外取締役候補者である。
3. 倉橋氏からは当社の取締役就任の内諾を得ている。
4. 倉橋氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、同氏からは、同氏の選任が承認された場合に当社が同氏を独立役員として指定し、同取引所に届け出ることの内諾を得ている。

② 倉橋氏の推薦理由及び期待される役割

- ✓ 倉橋氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはないものの、企業法務の専門家及び弁護士としての豊富な経験や専門的知識を有している。2020年6月以降は、当社社外取締役として、取締役会において、弁護士としての経験を活かして、主にガバナンス・コンプライアンスの視点から、当社の企業価値の向上に資するよう質問を提起し、意見を述べている。また、2021年4月以降は、当委員会の委員に就任し、その任に当たっている。倉橋氏が有する豊富な経験と高い専門的な見識を活かすことにより、引き続き、当社を含む当社グループ全体における統制環境の整備、コンプライアンスに対する意識・企業風土の醸成が図られ、また経営陣から独立した立場から、当社のガバナンス機能の回復・透明化に貢献することが期待できる。
- ✓ 倉橋氏は、2020年6月以降、約1年間にわたって当社の独立社外取締役を務めており、その職務の遂行を通じて、当社の事業内容・特性や課題等について深い理解を有するに至っており、また、当社の企業価値向上の観点から、社外取締役として独立した立場から忌憚のない意見を述べることなどにより、現経営陣との間で適切な信頼関係を構築している。そのため、当社を取り巻く状況に鑑みれば、経営の連続性・安定性の観点からも、倉橋氏を再任する必要性は高い。
- ✓ 倉橋氏は、取締役会における議論及び検討等の多くが、海外子会社における不適切な金銭交付に起因した事象に取られてしまっていること、ESG経営に資するような非財務情報に関する検討及び対外的な発信、法務機能の強化等が当社の課題であると考えており、第三者委員会の設置を経験した企業として、当社を、他の上場企業よりも、より透明性・先進性のあるガバナンス体制・コンプライアンス体制を有する企業と評価されるようにするとともに、ESG経営の観点からも役員相互の議論を尽くしていきたい旨の決意を表明している。
- ✓ また、創業家の決別という観点からは、倉橋氏について、創業家との間の特別な利害関係は確認されていない。
- ✓ これらの点を総合的に勘案した結果、当委員会は、倉橋氏については、本選任基準①乃至⑧のいずれをも満たしており、社外取締役として当社グループの企業価値向上に貢献できるものと判断したため、本定時株主総会に上程する取締役候補者として選定することを推薦する。

(7) 松山昌司氏

① 松山氏の略歴等

氏名・生年月日	略歴	所有する 当社株式数
---------	----	---------------

<p>松山 昌司 (まつやま しょうじ) 1973年5月4日</p>	1997年10月	朝日監査法人（現有限責任あずさ監査法人）入所	<p>一株</p>
	2001年4月	公認会計士登録	
	2006年7月	松山公認会計士事務所開業（現任）、税理士登録	
	2007年8月	あすなる監査法人設立代表社員就任（現任）	
	2008年6月	ぷらっとホーム株式会社社外監査役就任（現任）	
	2009年6月	セブンシーズホールディングス（現FRACTALE株式会社）社外監査役就任	
	2009年10月	株式会社グッドコムアセット社外監査役就任	
	2016年1月	株式会社ジー・スリーホールディングス社外取締役就任（現任）	
	2018年1月	株式会社グッドコムアセット社外取締役就任（現任）	
	2018年6月	FRACTALE 株式会社社外取締役就任（現任）	
	2020年6月	当社社外取締役（現任）	
<p>（重要な兼職の状況）</p> <p>松山公認会計士・税理士事務所代表者（公認会計士・税理士）、あすなる監査法人代表社員、ぷらっとホーム株式会社社外監査役、株式会社ジー・スリーホールディングス社外取締役、株式会社グッドコムアセット社外取締役、FRACTALE 株式会社社外取締役</p>			

- (注) 1. 松山氏と当社との間には、特別の利害関係はない。
2. 松山氏は、社外取締役候補者である。
3. 松山氏からは当社の取締役就任の内諾を得ている。
4. 松山氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏からは、同氏の選任が承認された場合に当社が同氏を独立役員として指定し、同取引所に届け出ることの内諾を得ている。

② 松山氏の推薦理由及び期待される役割

- ✓ 松山氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはないものの、

内部統制を含む企業会計の専門家及び公認会計士としての豊富な経験や専門的知識を有している。2020年6月以降は、当社社外取締役として、公認会計士としての知見、複数の上場会社で社外取締役及び監査役を兼任している経験等を活かし、取締役会において、積極的にガバナンス向上のための発言及び提言を行っている。また、2020年11月の当委員会設置以降は、当委員会委員長として全ての委員会に出席し、取締役候補者との面談、当委員会での詳細な検討を通じて、本定時株主総会に上程すべき取締役候補者の選定に尽力している。松山氏が有する豊富な経験と高い専門的な見識を活かすことにより、引き続き、当社を含む当社グループ全体における統制環境の整備、コンプライアンスに対する意識・企業風土の醸成が図られ、また経営陣から独立した立場から、当社のガバナンス機能の回復・透明化に貢献することが期待できる。

- ✓ 松山氏は、2020年6月以降、約1年間にわたって当社の独立社外取締役を務めており、その職務の遂行を通じて、当社の事業内容・特性や課題等について深い理解を有するに至っており、また、当社の企業価値向上の観点から、社外取締役として独立した立場から忌憚のない意見を述べることなどにより、現経営陣との間で適切な信頼関係を構築している。そのため、当社を取り巻く状況に鑑みれば、経営の連続性・安定性の観点からも、松山氏の再任の必要性は高い。
- ✓ 松山氏は、ガバナンスの強化、全社的な成長路線の確立、そのための企業風土の改革（オーナー企業だったことによるトップダウンの指示待ち体質の改革）等が当社の課題であると考えており、取締役会が健全なガバナンスを意識した上で、一致団結して会社の進むべき方向を示し、それを推進する事業部門をサポートしながらも、株主価値を念頭に、社外取締役としてモニタリング機能を適切に発揮していく旨の決意を表明している。
- ✓ また、創業家の決別という観点からは、松山氏について、創業家との間の特別な利害関係は確認されていない。
- ✓ なお、日本取締役協会の提案する「コーポレートガバナンスに関する基本方針ベスト・プラクティス・モデル〔監査等委員会設置会社版〕」第15条においては、「当社の独立社外取締役は、当社以外に3社を超えて他の上場会社の取締役又は監査役を兼任してはならない。」と規定されているところ、松山氏は現在、当社の他上場会社4社の社外取締役又は社外監査役を兼任している。もともと、上記規定の趣旨は、独立社外取締役が複数の会社の取締役又は監査役を兼任することにより、業務量との関係で、独立社外取締役としての職責を十分に果たせない可能性があることを踏まえたものと考えられるが、松山氏は、当社の社外取締役に就任した2020年6月以降に開催された全ての取締役会に出席し、また、2020年11月の当委員会設置以降は、当委員会委員長として、開催された全ての委員会にも出席しており、十分にその職責を果たしている。また、松山氏が兼任する役職は全て社外役員であり、同氏においては、その業務量に照らし、当社社外取締役としての職務遂行を継続することに何ら支障はない旨の意向を表明して

いる。以上から、当委員会としては、松山氏が当社以外の複数の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任していることが、松山氏の独立社外取締役の取締役候補者としての適格性に疑義を生じさせるものではないと判断した。

- ✓ これらの点を総合的に勘案した結果、当委員会は、松山氏については、本選任基準①乃至⑧のいずれをも満たしており、社外取締役として当社グループの企業価値向上に貢献できるものと判断したため、本定時株主総会に上程する取締役候補者として選定することを推薦する。

5. 本株主提案について

(1) 本株主提案の内容

提案株主による本株主提案の内容及びその提案理由は、以下のとおりである。

① 議案の要領

味村隆司氏、近藤典子氏及び藤山邦子氏を当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）に選任する。

② 社外取締役選任を提案する理由

当社の2020年12月28日付け「当社前取締役に対する損害賠償請求訴訟の提起について」と題するプレスリリースのとおり、当社の監査等委員会は、当社海外子会社において認識された不適切な金銭交付の疑いに関して、6名の当時の監査等委員でない当社の取締役（以下「当社前取締役」といいます。）に対し、2020年12月25日付けで善管注意義務違反を理由とした損害賠償請求訴訟を東京地方裁判所に提起しております。

当社前取締役の金田宏氏及び須藤隆志氏は、2020年6月26日に開催された定時株主総会（以下「2020年総会」といいます。）における取締役選任議案で否決されたにもかかわらず、その後も現在まで、当社の執行役員を務めており、さらに、金田宏氏は2020年総会前の役職と同じ総務部長という要職に、須藤隆志氏も2020年総会前の役職と同じ財務経理部長という要職に就いておりました。また、当社前取締役で前社長の藤野兼人氏は、2020年12月31日まで、当社のアドバイザーに就いておりました。

このように、当社の現経営陣が、2020年総会における当社の株主の意思を完全に無視し、経営責任が問われている金田宏氏、須藤隆志氏及び藤野兼人氏を当社の経営に関わる要職に就けていたことについて、現経営陣の下では、当社のガバナンスが全く機能していないといわざるを得ません。

また、金田宏氏は、同氏が代表取締役を務める FHL ホールディングス株式会社（以下「FHL」といいます。）を含む金融商品取引法（以下「金商法」といいます。）上の形式的特別関係者（金田宏氏とその形式的特別関係者を総称して、以下「金田氏ら」といいます。）と併せて当社の株式を 17.55%（株券等所有割合。以下同じ。）所有していたところ、FHL が 2021 年 3 月 22 日に提出した大量保有報告書によれば、同月 17 日、FHL 及び金田宏氏は、当社の株式 12.36%を所有するカナダ興産を買収等することによって、当社株式（12.36%）を間接的に追加取得（以下「本取得」といいます。）したものと窺われます。しかしながら、金田宏氏を含む当社前取締役は、2020 年総会において、ダルトン・インベストメンツ・エルエルシー（以下「ダルトン」といいます。）の所属するグループのメンバーである林史朗氏を会社提案で社内取締役候補とし、同氏は、当社の取締役に選任されてから現時点に至るまで、当社現経営陣及び金田宏氏らと一貫して協調行動をとっていること等から、金田氏らとダルトン（2021 年 3 月 17 日時点で当社株式の 14.95%を所有）は金商法上、実質的特別関係者に該当することが強く疑われます。したがって、本取得は株券等所有割合が 3 分の 1 を超える当社株式の取得に該当するため、金田氏らは、金商法上、公開買付けを行う必要があったにも拘わらず、これを行うことなく本取得をしており、金田氏らは、公開買付規制に違反していることが強く疑われます。請求人は、当該事案について証券取引等監視委員会に情報提供をしております。

以上から、現経営陣の下で、当社のガバナンスは全く機能していないといわざるを得ず、当社のガバナンスを正常化させるために、社外取締役の選任を提案する次第であります。

③ 各株主提案候補者の選任を提案する理由及び株主提案候補者の氏名、略歴等

a. 味村隆司氏

<提案理由>

味村隆司氏は、長年にわたり、企業において法務部門に所属し、上場企業で最高法務責任者や社内取締役（指名・報酬委員会委員長、コンプライアンス委員会委員長も兼務）、複数の公益法人で報酬委員会の委員を務め、また、大学の客員教授としてリーガルマネジメントの講座を持つなど、企業を中心に法人における内部統制構築をはじめとした法務・コンプライアンス分野において十分な知識、経験及び能力を携えており、客観的、中立的な立場から、法務・コンプライアンス分野に関する専門的知識を当社の経営やガバナンス不全に陥っている当社のガバナンスの正常化に活かしていただくことが期待できることから、社外取締役候補とするものであります。

<略歴等>

氏名・生年月日	略歴及び重要な兼職の状況	
味村 隆司 (あじむら たかし) 1958年11月10日	1983年4月	日本ガイシ株式会社入社
	1988年1月	日本ガイシ米国法人 NGK Metals Corporation 出向
	1992年11月	日本 AT&T 株式会社ネットワークシステムズ 契約部長
	1996年7月	株式会社ディレク・ティービー法務管掌ヴァイス・プレジデント
	2002年7月	カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社 最高法務責任者
	2006年6月	株式会社すみや監査役
	2011年1月	株式会社日本国際映画著作権協会代表取締役
	2012年3月	公益社団法人日本プロサッカーリーグ (Jリーグ) 監事
	2016年7月	B.MARKETING 株式会社社外監査役 (現在)
	2018年12月	ユニファ株式会社社外監査役 (現在)
	2019年4月	デジタルハリウッド大学大学院客員教授 (リーガル・マネジメント) (現在)
2019年6月	株式会社力の源ホールディングス取締役	

[就任の承諾] あり

[所有する当社株式の数] なし

b. 近藤典子氏

<提案理由>

近藤典子氏は、長年にわたり、「住む人」の視点に立ち、収納により住まいの悩みを解決する住まい方アドバイザーとして、テレビやラジオ、雑誌等のメディア活動や、講演会、企業との商品開発のコラボレーション、分譲住宅・分譲マンションやショールームの収納空間プロデュース、オリジナル収納ユニット、展示場プロデュースも多数行う等、主に収納分野において高い実績を有しており、当社の主力事業である「Fits」シリーズをはじめとした、インテリア収納用品その他の家庭用品の製造・販売に関して、高度な専門的知識と経験に基づいて助言を行うことが期待できます。また、客観的、中立的な立場から、ガバナンス不全に陥っている当社を監督しガバナンスを正常化させ、さらに、当社の持続的な企業価値の向上のため、多面的な視点や女性の視点を当社の経営に活かしていただくことが期待できることから、社外取締役候補とするものであります。さらに、ダイバーシティの観点からも不可欠な女性候補でもあります。

<略歴等>

氏名・生年月日	略歴及び重要な兼職の状況	
近藤 典子 (こんどう のりこ) 1957年9月22日	1981年3月	柔道整復師登録（現在）
	1981年4月	高田整形外科入職柔道整復師（現在）
	1983年1月	株式会社オールマイティ取締役（現在）
	2003年3月	株式会社近藤典子 Home&Life 研究所取締役（現在）
	2014年12月	一般社団法人日本住まい方アドバイザー協会 代表理事（現在）
	2016年9月	南京工業大学浦江学院客員教授

[就任の承諾] あり

[所有する当社株式の数] なし

c. 藤山邦子氏

<提案理由>

藤山邦子氏は、経営者としての豊富な経験と見識に加え、長年にわたり、企業経営者に対してコンサルティングを行う等、コンサルティング分野において幅広い知識と実績を有しており、豊富な経験と高度な専門知識に基づいた、経営全般に関する助言を行うことが期待できます。また、客観的、中立的な立場から、ガバナンス不全に陥っている当社を監督しガバナンスを正常化させ、さらに、当社の持続的な企業価値の向上のため、多面的な視点や女性の視点を当社の経営に活かしていただくことが期待できることから、社外取締役候補とするものであります。さらに、ダイバーシティの観点からも不可欠な女性候補でもあります。

<略歴等>

氏名・生年月日	略歴及び重要な兼職の状況	
藤山 邦子 (ふじやま くにこ) (現性：北山) 1966年12月7日	1998年	株式会社きたやま取締役副社長（現在）
	2000年	宮崎県第4次長期計画審議会専門委員
	2001年	国立大学法人鹿屋体育大学広報戦略アドバイザー
	2005年	株式会社宮崎太陽銀行企業CS戦略コントローラー
	2016年	株式会社 en art&design 代表取締役社長
	2017年	同社代表取締役会長（現在）
	2018年	九州きりしまえびの地方創生特命大使（現在）
	2019年	駐日サンマリノ共和国大使館特別顧問（現在）

[就任の承諾] あり

[所有する当社株式の数] なし

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 各候補者は、いずれも監査等委員でない社外取締役候補者であります。
3. 各候補者は、いずれも当社が上場している東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、選任が承認された場合には、独立役員として東京証券取引所に届け出る予定であります。
4. 候補者藤山邦子氏の戸籍上の氏名は、北山邦子です。

(2) 当委員会が株主提案候補者を適切とは判断し得ないと判断した主な理由（総括）

- ✓ 当委員会は、本株主提案がなされたことを受け、株主提案候補者についても、その適性に関する調査を実施するため、提案株主を通じて、各株主提案候補者との面談を申し入れたが、**上記 1.(4)**の経緯を経て、結果として、株主提案候補者との面談は検討困難と判断し、その実施は見送らざるを得ないこととなった（**下記(3)③**）。
- ✓ そのため、当委員会は、各株主提案候補者について、本株主提案における経歴等の外形的記載を超えて、人格・見識・専門分野等の詳細な情報や、各株主提案候補者の当社事業に対する理解、各株主提案候補者が考えている当社の課題・改善点、当社取締役として選任された場合の決意等について、一切確認できなかった（**下記(3)①**）。また、株主提案候補者が当委員会による面談を拒否した理由・経緯（**上記 1.(4)**及び**下記(3)③**）に照らせば、当委員会としては、株主提案候補者による当社の他の取締役との信頼関係構築の可能性については、懸念なしとしないと判断した（**下記(3)①**）。
- ✓ 本株主提案は創業家である司久元専務取締役が代表取締役を務める株主により行われたものであるところ、上記のとおり当委員会による面談が拒否されたため、当委員会は、各株主提案候補者と提案株主及びその関係者との間の関係性（株主提案候補者に至る経緯等を含む。）その他特別な利害関係の有無等について一切確認することができず、当社の社外取締役として具備すべき独立性（中立性・公正性）に関する懸念を払拭するに至らなかった。むしろ、株主提案候補者の中には、その他にも独立性（中立性・公正性）を懸念すべき事情が認められた（**下記(3)②**）。
- ✓ 株主提案候補者が示した当委員会による面談の拒否理由は、当委員会としておよそ承服し得る内容ではなく、むしろ当該経緯・理由に基づく面談拒否それ自体が、取締役候補者としての資質そのものを疑わせる事情であると判断せざるを得なかった（**下記(3)③**）。
- ✓ 本株主提案によれば、提案株主は、社外取締役の選任を提案する理由として、当社のガバナンスの機能不全を、その根拠とともに主張するが、当委員会は、提案株主が主張す

る根拠はいずれも当を得ておらず、本取締役候補者に加えて、社外取締役候補者として株主提案候補者を選任する積極的な理由とはならないものと判断した（下記(3)④）。

- ✓ 上記のとおり、当委員会は、面談が拒否されたため、各株主提案候補者の人格・見識・専門分野等を一切確認できなかったが、仮に、各株主提案候補者に係る提案理由において記載された資質等の内容が真実かつ正確であったとしても、当委員会としては、本取締役候補者が有する、資質、豊富な経験や専門的知識、信頼関係を背景に当社の企業価値向上に貢献してきた実績等を考慮すれば、敢えて株主提案候補者を取締役候補者として選任する必要性までは認められないと判断した（下記(3)⑤）。
- ✓ 以上を踏まえ、当委員会は、いずれの株主提案候補者についても、本選任基準の充足性を確認できていないばかりか、むしろ本選任基準に抵触する疑義を払拭できなかったため、取締役候補者として適切とは判断し得ないと判断した。

(3) 当委員会による意見の前提となった主な考慮要素

① 各株主提案候補者の人格・資質等の未確認、信頼関係の構築に対する懸念

- ✓ 各株主提案候補者は、その略歴等（上記(1)③参照）を外形的に確認する限り、それぞれ、上場企業の最高法務責任者、住まい方アドバイザー、経営コンサルタントを務めてこられている等、当社取締役候補者に求められる資質等として積極的な評価をし得る経歴等を有していることが伺える。もっとも、当委員会による面談が拒否されたこと（面談の拒否に至る経緯及びその評価については、上記 1.(4)及び下記③参照）から、当委員会としては、各株主提案候補者について、本株主提案における経歴等の外形的記載を超えて、人格・見識・専門分野等の詳細な情報や、各株主提案候補者の当社事業に対する理解、各株主提案候補者が考える当社の課題・改善策、当社取締役に選任された場合の決意等について、一切確認することができなかった。
- ✓ 第三者委員会報告書においても指摘されているとおり、当社においては「取締役会メンバー相互の信頼関係の再構築」が喫緊の課題とされているが、株主提案候補者が当委員会との面談を拒否した理由等（上記 1.(4)及び下記③参照）に照らせば、当委員会は、株主提案候補者による当社の他の取締役との信頼関係構築の可能性については、懸念なしとしないとの判断に至らざるを得なかった。

② 社外取締役として具備すべき独立性（中立性・公正性）の未確認

- ✓ 第三者委員会報告書においては、当社における創業家問題が厳しく指摘されており、当社のガバナンス、ひいては企業価値を向上させるためには、当社取締役は、創業家との馴れ合いを一切排除した上で、当社及び全ての株主の利益のために取締役としての職

務を執行することが求められる状況にある。そして、提案株主の代表取締役は創業家である司久元専務取締役であり、また司元名誉会長が司久元専務取締役の実父であることからすれば、各株主提案候補者は、創業家である司久元専務取締役、司元名誉会長及びその関係者と何らかの関係性を有していることが外形的に窺われる状況にある。さらに、藤山氏については、著作である「日本男児よ立ち上がれ！！侍ルネッサンス ONE」（幻冬舎ルネッサンス・2006年）の「あとがき」において、司元名誉会長について、「小さな存在でしかない私を慈しみ育ててくださったのはこの方に他なりません」と記載しており、また著作である「仕事と人生の原理原則 ビジネスで大切なことはすべて小学校までに学んでいます」（ワニブックス・2018年）では、司元名誉会長について、「尊い教えは、私の人生の大きな道しるべになっています。」と記載しており、従前から司元名誉会長と一定の関係性を有していることが窺われる。もっとも、当委員会による各株主提案候補者に対する面談を拒否されたこと（面談の拒否に至る経緯及びその評価については、上記1.(4)及び下記③参照）から、当委員会としては、各株主提案候補者が株主提案による取締役候補者となった経緯等を含め、各株主提案候補者と司久元専務、司元名誉会長及びその関係者との間の特別な利害関係の有無等を一切確認することができず、その独立性（中立性・公正性）に係る懸念を払拭するには至らなかった。

- ✓ 加えて、当社は、近藤氏が取締役を務める株式会社近藤典子 Home&Life 研究所に対し、近藤氏からの依頼に応じて当社商品のサンプルを提供し、当社商品のレビュー・紹介等を受けるなどの取引関係を有している。また、藤山氏が取締役副社長を務める株式会社きたやまは、鹿児島県でホームセンターを運営しており、商社を介して当社商品を相応の数量購入・販売している。これら近藤氏及び藤山氏が役員を務める会社と当社との間に相応の取引関係が存在するとの事情は、その内容・規模等によっては、両氏が当社の社外取締役として具備すべき独立性（中立性・公正性）を否定し得るものである。もっとも、当委員会による各株主提案候補者に対する面談が拒否されたこと（面談の拒否に至る経緯及びその評価については、上記1.(4)及び下記③参照）から、当委員会としては、近藤氏及び藤山氏について、上記当社が把握している取引による独立性（中立性・公正性）への影響度を含めて、その詳細を一切確認することができず、両氏に当社の社外取締役として具備すべき独立性（中立性・公正性）に係る懸念を払拭するには至らなかった。

③ 当委員会による面談の拒否

- ✓ 上記1.(4)のとおり、当委員会は、本株主提案がなされたことを受け、株主提案候補者についても、その適性に関する調査を実施するため、提案株主を通じて、各株主提案候補者との面談を申し入れたが、結果として、当委員会としては、株主提案候補者との面談は検討困難と判断し、その実施は見送ることとなった。当委員会が株主提案候補者と

の面談を見送らざるを得なかった経緯・理由の詳細は、上記 1.(4)のとおりであるが、当委員会としては、①合理的な根拠を示すことなく、当委員会が「敵対的・圧迫的雰囲気による面接」を行うと懸念している点、②当委員会の構成員は、全員が昨年定時株主総会時点でそもそも当社取締役でなかったにもかかわらず、当委員会「自体、全員が昨年株主提案側の取締役選任に反対した取締役によって構成されている事実は看過できず」とするなど、著しい事実誤認がある点、③当社代表取締役社長を務める当委員会の廣野裕彦委員をして、「貴社コーポレートガバナンスの独立性が疑われる貴殿」と指称するなど、コーポレートガバナンスにおける独立性に関する理解の乏しさが疑われる点で、株主提案候補者が示した面談の拒否理由は、およそ承服し得るものではなく、むしろ当該経緯・理由に基づく面談拒否それ自体、各株主提案候補者の取締役候補者としての資質そのものを疑わせる事情と判断せざるを得ない。

④ 本株主提案における「社外取締役の選任を提案する理由」

- ✓ 提案株主は、本株主提案における「社外取締役の選任を提案する理由」として、2020年6月の定時株主総会以降の金田宏元常務取締役及び須藤隆志氏（以下「須藤氏」という。）に関する人事並びに藤野兼人氏を2020年12月31日まで当社のアドバイザーに就任させていたことを理由として、当社のガバナンスが全く機能していない旨を指摘する。しかし、当社取締役会においては、監査等委員会から示された各種懸念を踏まえ、金田宏元常務取締役及び須藤氏を監督・監視する担当取締役・部長職を新たに設置した上で、両名の業務上の権限を一部剥奪して他の役職員に移譲したり、情報のアクセス権限にも制限を加える等、両名と当社との間の利益相反関係を踏まえて弊害発生の防止措置を検討の上、実行したことが認められる。さらに、当社が2021年4月19日付「組織体制の刷新および人事異動に関するお知らせ」において公表したとおり、金田元常務取締役は常務執行役員デジタル戦略室長、須藤氏は執行役員サステナビリティ推進室長に人事異動がなされており、両名とも、提案株主が指摘する「要職」である総務部長、財務経理部長の職を既に解かれている。また、藤野兼人氏については、2020年6月の定時株主総会以降、当社の役員又は従業員の地位は有しておらず、アドバイザーとして、代表取締役社長の交代に伴って必要となる職務の引継ぎ・助言等を行っていたに過ぎず、2020年12月をもって契約は終了されている。
- ✓ 加えて、提案株主は、本株主提案において、金田宏元常務取締役及び同氏が代表取締役を務めるFHLが、当社の株式を保有するカネダ興産を買収等したことが、金商法上の公開買付規制違反に該当することが疑われることを理由として、当社のガバナンスが全く機能していない旨を指摘する。しかし、そもそも金田宏元常務取締役及びFHLによるカネダ興産の買収等は、当社として積極的に関知すべき取引ではなく、当社のガバナンス機能との関係が不明である。また、本株主提案によれば、提案株主は、公開買付

規制違反の根拠として、金田宏元常務取締役等とダルトン・インベストメンツ・エルエルシーの所属するグループのメンバーである林氏との協調行動等を指摘するものの、両名は公開買付規制違反を構成するような関係性の存在を明確に否定しており、また、ダルトン・インベストメンツ・エルエルシーも2021年5月6日付で同社のホームページ (<https://www.daltoninvestments.com/this-weeks-media-coverage/>) において、金田宏元常務取締役等との当社株式の共同保有の事実を明確に否定している。そして、現時点において提案株主が指摘する事象を示す客観的証憑等も見当たっていない。

- ✓ 加えて、上記4.(1)及び(2)並びに(5)乃至(7)のとおり、現経営陣には、司元名誉会長、金田保一元取締役会長、司久元専務取締役及び金田宏元常務取締役（即ち、創業家）との間に特別な利害関係は確認されておらず、また、第三者委員会報告書において認定等された当社海外子会社における不適切な金銭交付に関与した者も含まれていない。さらに、当社が2021年5月13日付「再発防止策等の取組状況に関するお知らせ」において公表したとおり、当社は、現経営陣の下で、第三者委員会報告書における提言を踏まえ、再発防止策を策定の上、全社一丸となって着実にこれを実行している。したがって、現経営陣の下において、当社におけるガバナンスは適切に機能していると認められる。
- ✓ 上記のとおり、当委員会としては、提案株主による当社のガバナンスが機能していない旨の指摘はいずれも当を得ておらず、本取締役候補者に加え、社外取締役候補者として株主提案候補者を選任する積極的な理由とはならないものと判断した。

⑤ 株主提案候補者の必要性の欠如

a. 味村氏について

- ✓ 本株主提案における味村氏の提案理由は、「企業を中心に法人における内部統制構築をはじめとした法務・コンプライアンス分野において十分な知識、経験及び能力を携えており、客観的、中立的な立場から、法務・コンプライアンス分野に関する専門的知識を当社の経営やガバナンス不全に陥っている当社のガバナンスの正常化に活かしていただくことができることから、社外取締役候補者とするものであります。」とされている。もっとも、各株主提案候補者による面談拒否により、当該記載を超えて、同氏の人格・見識・専門分野等の詳細な情報や、同氏の当社事業に対する理解、同氏が考える当社の課題・改善策、当社取締役に選任された場合の決意等について確認することができなかったことは、上記①のとおりである。
- ✓ 他方、当委員会は、上記4.(6)のとおり、企業法務の専門家及び弁護士としての豊富な経験や専門的知識を有し、2020年6月以降、実際に当社社外取締役として、他の当社取締役との信頼関係を構築しつつ、主にコーポレートガバナンス・コンプライアンスの視点から当社の企業価値向上に貢献してきた倉橋氏を社外取締役候補者として適切と判断した。

- ✓ とすれば、仮に、味村氏の上記提案理由において記載された同氏の資質等が真実かつ正確であったとしても、当委員会としては、本取締役候補者に加えて味村氏を取締役候補者として選任する必要性までは認められないと判断した。

b. 近藤氏について

- ✓ 本株主提案における近藤氏の提案理由は、「インテリア収納用品その他の家庭用品の製造・販売に関して、高度な専門的知識と経験に基づいた助言を行うことが期待できます。また、客観的、中立的な立場から、ガバナンス不全に陥っている当社を監督しガバナンスを正常化させ、さらに、当社の持続的な企業価値の向上のため、多面的な視点や女性の視点を当社の経営に活かしていただくことが期待できることから、社外取締役候補とするものであります。さらに、ダイバーシティの観点からも不可欠な女性候補でもあります。」とされている。もっとも、各株主提案候補者による面談拒否により、当該記載を超えて、同氏の人格・見識・専門分野等の詳細な情報や、同氏の当社事業に対する理解、同氏が考える当社の課題・改善策、当社取締役に選任された場合の決意等について確認することができなかったことは、上記①のとおりである。
- ✓ 他方、当委員会は、上記 4.(1)乃至(3)のとおり、当社において長年にわたり営業部門等、開発部門及び販売推進部門等、開発部門及び工場部門にそれぞれ従事し各部門の経験及び専門知識を有する廣野氏、永井氏及び星氏を取締役候補者として適切と判断し、また、上記 4.(6)及び(7)のとおり、それぞれ、企業法務、企業会計の専門家、及び、弁護士、公認会計士としての豊富な経験や専門的知識を有し、2020年6月以降、実際に当社社外取締役として、他の当社取締役との信頼関係を構築しつつ、主にコーポレートガバナンス・コンプライアンスの視点から当社の企業価値向上に貢献してきた倉橋氏及び松山氏を社外の取締役候補者として適切と判断した。
- ✓ とすれば、仮に、近藤氏の上記提案理由において記載された同氏の資質等が真実かつ正確であったとしても、当委員会としては、本取締役候補者に加えて近藤氏を取締役候補者として選任する必要性までは認められないと判断した。なお確かに、取締役会の多様性の観点から、女性取締役を選任することは検討に値するものであるが、上記の事情を総合的に考慮すれば、その一事をもって直ちに本取締役候補者に加えて近藤氏を取締役候補者として適切と判断する理由とはならないと思料される。

c. 藤山氏について

- ✓ 本株主提案における藤山氏の提案理由は、「コンサルティング分野において幅広い知識と実績を有しており、豊富な経験と高度な専門知識に基づいた、経営全般に関する助言を行うことが期待できます。また、客観的、中立的な立場から、ガバナンス不全に陥っ

ている当社を監督しガバナンスを正常化させ、さらに、当社の持続的な企業価値の向上のため、多面的な視点や女性の視点を当社の経営に活かしていただくことが期待できることから、社外取締役候補とするものであります。さらに、ダイバーシティの観点からも不可欠な女性候補でもあります。」とされている。もともと、各株主提案候補者による面談拒否により、当該記載を超えて、同氏の人格・見識・専門分野等の詳細な情報や、同氏の当社事業に対する理解、同氏が考える当社の課題・改善策、当社取締役を選任された場合の決意等について確認することができなかったことは、上記①のとおりである。

- ✓ 他方、当委員会は、上記 4.(5)のとおり、金融の専門家及び投資家としての豊富な経験や専門的知識を有し、2020年6月以降、当社の非業務執行取締役として、他の当社取締役との信頼関係を構築しつつ、ガバナンス・IR・SR・資本政策・ESG・経営計画及び予算立案・管理会計の観点から当社の企業価値向上に貢献してきた林氏を取締役候補者として適切と判断し、また、上記 4.(6)及び(7)のとおり、それぞれ、企業法務、企業会計の専門家、及び、弁護士、公認会計士としての豊富な経験や専門的知識を有し、2020年6月以降、実際に当社社外取締役として、他の当社取締役との信頼関係を構築しつつ、主にコーポレートガバナンス・コンプライアンスの視点から当社の企業価値向上に貢献してきた倉橋氏及び松山氏を社外取締役候補者として適切と判断した。
- ✓ とすれば、仮に、藤山氏の上記提案理由において記載された同氏の資質等が真実かつ正確であったとしても、当委員会としては、本取締役候補者に加えて藤山氏を取締役候補者として選任する必要性までは認められないと判断した。なお確かに、取締役会の多様性の観点から、女性取締役を選任することは検討に値するものであるが、上記の事情を総合的に考慮すれば、その一事をもって直ちに本取締役候補者に加えて藤山氏を取締役候補者として適切と判断する理由とはならないと思料される。

以上